

平成 3 0 年 3 月

第 1 回 人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成30年3月第1回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 1 号	平成29年度 人吉市一般会計補正予算（第8号）
議第 2 号	平成29年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第 3 号	平成29年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第 4 号	平成29年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第 5 号	平成29年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
議第 6 号	平成29年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第 7 号	平成29年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 8 号	平成30年度 人吉市一般会計予算
議第 9 号	平成30年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第10号	平成30年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第11号	平成30年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第12号	平成30年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第13号	平成30年度 人吉市介護サービス事業特別会計予算
議第14号	平成30年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第15号	平成30年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第16号	平成30年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第17号	人吉市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第18号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議第19号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第20号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第21号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 2 2 号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 3 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定について
議第 3 3 号	人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
議第 3 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議第 3 6 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 3 7 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第 1 7 号	人吉市個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 8 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 1 9 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 0 号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 1 号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 2 号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 3 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号	人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市国民宿舎条例を廃止する条例の制定について

議第 33 号 人吉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 17 号

人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

人吉市個人情報の保護に関する条例（平成 14 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 8 号を第 10 号とし、第 3 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「あたって」を「当たって」に改める。

第 6 条第 2 項中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に、「法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないと実施機関が認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

第6条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に、「個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めた事項」を「、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。」に改め、同号を同項第2号とする。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 要配慮個人情報

第17条第4号中「ある情報」を「あるもの又は個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第29条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市情報公開条例の一部改正)

- 2 人吉市情報公開条例（平成13年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

(人吉市情報公開等審査会条例の一部改正)

- 3 人吉市情報公開等審査会条例（平成14年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（電磁的記録）」の次に「（電磁的方式）」を加え、「で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」を「をいう。）で作られる記録」に改める。

(人吉市印鑑条例の一部改正)

- 4 人吉市印鑑条例（昭和53年人吉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第2条第5号」を「第2条第10号」に改める。

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 18 号

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（昭和 58 年人吉市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

第 3 条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 4 項から第 6 項までの規定により計算した額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 4 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 83.7（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職した

ものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第4項から第6項まで、附則第4条、附則第5条の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の一部改正に伴う国家公務員に係る退職手当制度の改正に準じて、職員の退職手当の支給水準を引き下げするため、条例の一部を改正するものである。

議第 19 号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年人吉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「及び第 36 条」を「及び第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正す

る政令（平成３０年政令第２９号）が公布されたことに伴い、補償基礎額における扶養親族の加算額を改定することその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

（課税額）

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項

第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第9条中「13,500円」を「16,000円」に改める。

第9条の2を削る。

第24条第1号ア中「20,160円」を「17,430円」に改め、同号オ中「6,720円」を「11,200円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「14,400円」を「12,450円」に改め、同号オ中「4,800円」を「8,000円」に改め、同号カを削り、同条第3号ア中「5,760円」を「4,980円」に改め、同号オ中「1,920円」を「3,200円」に改め、同号カを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険の運営主体が市から熊本県に移行し、熊本県国民健康保険運営方針が策定されたこと及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 1 号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険条例（昭和 3 5 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 市が行う国民健康保険の事務

第 1 条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「市」を「人吉市（以下「市」という。）」に改め、「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第 5 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険の運営主体が市から熊本県に移行し、熊本県国民健康保険運営方針が策定されたこと並びに持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）が公布されたことによる国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正及び地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 2 号

人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

人吉市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 5 5 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「法第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「法第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」加え、「行った同号」を「行った法第 5 5 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者附則第 2 条を削り、附則第 3 条を附則第 2 条とする。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）が公布されたことによる高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 3 号

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 物忘れ相談支援医の項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平成 3 0 年度から人吉市物忘れ相談支援事業が人吉市認知症初期集中支援推進事業において行われることとされたため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 4 号

人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険条例（平成 1 2 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 6, 7 0 0 円」を「3 8, 9 0 0 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「5 5, 0 0 0 円」を「5 8, 4 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「6 6, 0 0 0 円」を「7 0, 1 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「7 3, 3 0 0 円」を「7 7, 9 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「8 8, 0 0 0 円」を「9 3, 5 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「9 5, 3 0 0 円」を「1 0 1, 2 0 0 円」に改め、同項第 8 号中「1 1 0, 0 0 0 円」を「1 1 6, 8 0 0 円」に改め、同項第 9 号中「1 2 4, 7 0 0 円」を「1 3 2, 4 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「3 3, 1 0 0 円」を「3 5, 1 0 0 円」に改める。

第 1 8 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の人吉市介護保険条例第 6 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の介護保険料から適用し、平成 2 9 年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 2 9 条の規定による第 1 号被保険者の保険料の改定及び質問検査権における対象者の範囲の拡大を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 5 号

人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 基本方針（第 4 条）

第 3 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 4 章 運営に関する基準（第 7 条－第 3 2 条）

第 5 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 3 3 条）

第 6 章 雑則（第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 7 条第 1 項第 1 号並びに第 8 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準について定めるとともに、法第 7 9 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第 3 条 法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) 人吉市暴力団排除条例（平成 2 3 年人吉市条例第 1 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている法人
- (2) 人吉市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人

第 2 章 基本方針

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、人吉市（以下「市」という。）、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令

第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又

はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項第1号及び第2号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 第4項第1号及び第2号に規定するファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指

定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。
(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ

ービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な

方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、
口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要を認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設

への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福

祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

- 第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対

し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとつ

た処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

- 第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

- 第33条 前3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

第2条 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における第6条第2項の規定の適用については、同項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」とあるのは「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員又は介護支援専門員」とする。

(人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年人吉市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 26 号

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年人吉市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項各号列記以外の部分中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「第 3 項第 1 号及び第 2 号」を「第 4 項第 1 号及び第 2 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 15 条第 1 号中「厚生労働省令」を「厚生省令」に改める。

第 33 条第 9 号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服

薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 33 条第 21 号中「以下」を「次号及び第 22 号において」に改め、

同号の次に次の１号を加える。

- (21)の２ 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 27 号

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例（平成 25 年人吉市条例第 12 号）の一部を次のよう
に改正する。

「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設
備及び運営に関する基準
第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 59 条の 21・第
目次中 第 2 款 人員に関する基準（第 59 条の 23・第 59 条の
第 3 款 設備に関する基準（第 59 条の 25・第 59 条の
第 4 款 運営に関する基準（第 59 条の 27—第 59 条の
「第 5 節 共生型地域密着型サービスに関
第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本
第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（
第 2 款 人員に関する基準（第 59 条
第 3 款 設備に関する基準（第 59 条
第 4 款 運営に関する基準（第 59 条
する基準（第 59 条の 20 の 2・第 59 条の 20 の 3）
方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第 59 条の 21・第 59 条の 22）
の 23・第 59 条の 24）
の 25・第 59 条の 26）
の 27—第 59 条の 38）
に改める。」

第 1 条中「第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項」を「第 78 条の 2 の 2 第
2 項及び第 78 条の 4 第 3 項」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に
係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密
着型サービスをいう。

第 6 条第 1 項第 2 号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の
提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者
をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第 2 項中「3 年以
上」を「1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働
大臣が定めるものにあつては、3 年以上）」に改め、同条第 5 項中「次

の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において、」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要なものとして厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事

業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同

じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、「この項」を「この表」に改め、同条第7項中「行うもの（以下）」を「行うもの（以下この章において）」に改める。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第151条第3項中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に、「平成11年厚生労働省令第39号」を「平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」に、「ユニット型指定介

護老人福祉施設をいう。)を併設する場合」を「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1

回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第82条第7項に規定する本体事業所)」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条第8項から第10項までを次のように改める。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関す

る事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。

- ９ 第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- １０ 第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で１以上とする。

第１９１条に次の４項を加える。

- １１ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- １２ 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- １３ 第１１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第１９９

条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

- 1 4 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第

12項」とあるのは「第191条第13項」とを加える。

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則中第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

第8条 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第9条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成３０年厚生労働省令第４号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 9 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3 人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数」を加える。

第 44 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、「この項」を「この表」に改める。

第 45 条第 3 項、第 46 条、第 60 条第 3 項、第 72 条第 2 項及び第 73 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 78 条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための

研修を定期的実施すること。

第 8 3 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 9 号

人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 30 号

人吉市下水道条例の一部を改正する条例

人吉市下水道条例（平成 10 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市」を「人吉市（以下「市」という。）」に、「法令」を「関係法令」に改める。

第 4 条第 1 号中「あつては、」を「あつては」に改め、同条第 3 号中「排水渠」を「排水^{きよ}渠」に改める。

第 6 条中「行つてはならない」を「行うことができない」に改める。

第 9 条第 2 項第 2 号中「により、又は同法第 3 条第 3 項の規定による条例」を「又は熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）」に改める。

第 10 条第 9 号中「条例」を「この条例」に改める。

第 15 条第 2 項中「毎使用月、」を削り、「により」の次に「毎月」を加え、同条第 3 項中「毎使用月に係る」を削り、「までに」の次に「毎月」を加える。

第 16 条第 1 項中「毎使用月において」を「1 月につき」に改め、同項の表浴場業汚水の項中「までごとに」を「につき」に改め、同条第 2 項第 3 号中「毎使用月、」を削り、同条第 3 項中「第 23 条、第 24 条及び第 25 条第 1 項」を「第 23 条及び第 24 条」に改める。

第 16 条の 3 を第 16 条の 4 とし、第 16 条の 2 を第 16 条の 3 とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（特別な場合における使用料の算定）

第 16 条の 2 月の中途において、公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめるときの使用料は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 使用水量が基本料金汚水量の 2 分の 1 以下のとき 基本料金の 2 分の 1 の額
- (2) 使用水量が基本料金汚水量の 2 分の 1 を超えるとき 使用期間を 1 か月とみなして前条第 1 項の表の例により算定した額

第 18 条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

第20条第1号中「排水渠^{きよ}」を「排水渠」に改め、同条第4号中「暗渠^{きよ}」を「暗渠」に改める。

第31条第2項中「この場合においては」を「この場合において」に、「同項の期間を超えることができない」を「3年を超えないものとする」に改める。

第37条第1項中「から」の次に「、申請の際」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

人吉市水道条例の一部を改正する条例（平成29年人吉市条例第23号）が公布されたことに伴い、人吉市下水道条例（平成10年人吉市条例第15号）第16条第3項で準用している条項の削除及び規定の追加その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

人吉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 2 0 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設のア面積の敷地面積に対する割合
乙種区域	梢山工業団地	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上
	中核工業用地	1 0 0 分の 5 以上	1 0 0 分の 1 0 以上

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第 4 条 前条の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和 4 9 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 1 0 0 分の 5 0 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号）に係る緑地面積率等の緩和及び緑地面積に算入できる重複緑地について規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 2 号

人吉市国民宿舍条例を廃止する条例

人吉市国民宿舍条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
（人吉市国民宿舍財政調整基金条例の廃止）
- 2 人吉市国民宿舍財政調整基金条例（昭和 5 1 年人吉市条例第 3 0 号）は、廃止する。
（人吉市国民宿舍財政調整基金条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の人吉市国民宿舍財政調整基金条例に基づく人吉市国民宿舍財政調整基金（次項において「人吉市国民宿舍財政調整基金」という。）の平成 2 9 年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 4 平成 2 9 年度の人吉市国民宿舍財政調整基金の出納の完結の際に、人吉市国民宿舍財政調整基金に属する現金並びに人吉市国民宿舍財政調整基金に係る権利及び義務は、人吉市一般会計が承継する。
（特別会計条例の一部改正）
- 5 特別会計条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第 5 号を削り、同条中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条の条名及び見出しを削る。
第 2 条を削る。
（特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 前項の規定による改正前の第 1 条第 5 号に規定する人吉市国民宿舍会計（次項において「人吉市国民宿舍会計」という。）の平成 2 9 年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 7 平成 2 9 年度の人吉市国民宿舍会計の出納の完結の際に、人吉市国民宿舍会計に属する現金並びに人吉市国民宿舍会計に係る権利及び義務は、人吉市一般会計が承継する。

（提案理由）

人吉市国民宿舍くまがわ荘の所期の目的は果たされたので、条例を廃

止するものである。

議第 3 3 号

人吉市都市公園条例の一部を改正する条例

人吉市都市公園条例（昭和 4 8 年人吉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。）第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。

第 2 条の 2 中「前条ただし書」を「前条第 1 項ただし書」に改め、同条第 1 号中「都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）」を「令」に、「前条本文」を「前条第 1 項本文」に改め、同条第 2 号から第 4 号までの規定中「前条本文」を「前条第 1 項本文」に改める。

第 2 0 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 1 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）が施行されたことによる都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号）の一部改正に伴い、同令の基準を参酌して都市公園における運動施設の敷地面積の上限を定めることその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 4 号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

平成 2 9 年 6 月 2 7 日付け議第 4 6 号議案をもって議決された曙橋補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第 3 契約金額中「2 4 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円」を「4 4 1 , 0 2 3 , 3 5 5 円」に改める。

第 4 契約の相手方中「味岡 正章」を「味岡 俊彦」に改める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

議会の議決を経た契約について、契約内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

議第 3 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の
同意を求める。

多 武 芳 美

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 3 6 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

西 口 詳 一 郎

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 3 7 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

国 武 美 幸

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意が必要である。